

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携
 - ・様々な業種と関わりを持ち連携していくことで、イノベーション創出を図っていく。
- b. グリーン化の取組
 - ・ゴミ減量化、リサイクル事業の推進を行い、脱炭素化社会に向けた取組を図っていく。
- c. BCP/事業継続を策定し、今後の有事に備え速やかに災害時復興に貢献できる体制を作っていく。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

- ・弊社から取引先への支払いは、約束手形を使用せず現金払いで対応していく。また、取引先からの支払いを受ける際も約束手形の利用の廃止に向けて都度協議を行い、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2026年1月13日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

有限会社西谷商店

企業名

代表取締役 西谷 直樹

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。